

# 採点表

記入者氏名( )

評価項目	配点	採点欄
<b>1 団体の状況</b>		
団体の状況(財務状況を含む。)	10	A→10点 B→8点 C→6点 D→4点 E→2点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか。</li> <li>・事業収益性、経営安定性等が健全であるか。</li> </ul>		
<b>2 事業の企画・実施</b>		
(1) 技能職の振興に関する事業の企画・実施	15	A→15点 B→12点 C→9点 D→6点 E→3点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の内容、頻度は適切か。</li> <li>・施設の特色を生かした事業となっているか。</li> </ul>		
(2) 雇用による就業の機会の確保に関する事業の企画・実施	15	A→15点 B→12点 C→9点 D→6点 E→3点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の内容や頻度は適切か。</li> <li>・相談業務の運営体制は適切か。</li> </ul>		
(3) 勤労者の福祉の増進及び文化の向上に関する事業の企画・実施	10	A→10点 B→8点 C→6点 D→4点 E→2点
<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の内容、頻度は適切か。</li> </ul>		
<b>3 施設の運営に関する業務</b>		
(1) 開館日等の設定、利用料金の設定・徴収及び貸出しに関する業務	10	A→10点 B→8点 C→6点 D→4点 E→2点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館日等の設定は適切か。</li> <li>・利用料金の設定は適切か。</li> <li>・利用料金の徴収及び徴収した利用料金の管理は適切か。</li> </ul>		
(2) 施設の利用促進及び広報・PR事業	5	A→5点 B→4点 C→3点 D→2点 E→1点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いサービスを提供するための取組となっているか。</li> <li>・施設を活性化させ、利用を促進する計画となっているか。</li> </ul>		
(3) 職員の確保、配置及び育成	5	A→5点 B→4点 C→3点 D→2点 E→1点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び設備の維持管理・運営に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。</li> <li>・職員の資質向上のための研修が計画されているか。</li> </ul>		
(4) 個人情報保護、情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、横浜市の重要施策を踏まえた取組	5	A→5点 B→4点 C→3点 D→2点 E→1点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。</li> <li>・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか。</li> <li>・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。</li> </ul>		

◆各評価項目について、A～Eの5段階評価を行うことを標準とする  
A:優れている B:やや優れている C:普通 D:やや劣る E:劣る

# 採点表

評価項目	配点	採点欄
<b>4 施設の管理に関する業務</b>		
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理・修繕 ・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(建物・設備の点検など)・修繕計画となっているか。	5	A→5点 B→4点 C→3点 D→2点 E→1点
(2) 事故防止・防災等に係る取組 ・各種事故の発生や感染症の拡大の防止のための取組・体制、災害や感染症等による緊急事態に備える取組・体制が適切か。事故や災害等の発生時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 ・横浜市防災計画等に基づき、公の施設としての適切な役割を踏まえたものとなっているか。 ・日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	10	A→10点 B→8点 C→6点 D→4点 E→2点
<b>5 収支計画等及び指定管理料</b>		
(1) 収支計画等 ・収支計画が適切であるか。 ・施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	5	A→5点 B→4点 C→3点 D→2点 E→1点
(2) 指定管理料の額 ・効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5	A→5点 B→4点 C→3点 D→2点 E→1点
<b>加点項目</b>		
市内中小企業等であるか ・市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5	A→5点 E→0点
<b>総得点</b>		

◆各評価項目について、A～Eの5段階評価を行うことを標準とする  
 A:優れている B:やや優れている C:普通 D:やや劣る E:劣る